



# わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所  
わだち 第29号  
2014年 夏号

---

▶ ご挨拶	二宮 誠行	2
▶ きずな基金の運用を始めて	山田 庸男	3
▶ 新人紹介	稲吉 大輔	4
	飯田 亮真	6
▶ テレビドラマの法律監修	林 友宏	8
▶ 退任のごあいさつ	浜口 晴好	9
▶ お酒のはなし	西條合資会社	9
▶ 税務のコーナー	齋藤 謙	10
▶ 賃貸物件でペットを飼ったら…	松尾 友寛	11
▶ 保証債務の時効中断	二宮 誠行	12
▶ 易しく解説 男女雇用機会均等法	松嶋 依子	14
▶ 知財コーナー	犬飼 一博	16
▶ 近時の注目判例	益子 寛	19
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	20

---

# ご挨拶



弁護士  
二宮 誠行

## 持続性ある組織を目指して

当事務所の事務所報「轍（わだち）」では、従来、巻頭のご挨拶を所長の山田が執筆しておりましたが、本号より、二宮が担当させて頂くことになりました。

私は、1997年4月に当事務所に入所し、今年で18年目を迎え、現在、当事務所の代表社員を務めております。

もともと当事務所は、所長の山田が1973年に独立して山田法律事務所を12坪の広さで設立したことから始まりました。私が就職活動のため当事務所を初めて訪問した当時、弁護士は所長の山田をはじめ5名、事務局が6名という態勢の事務所でした。その後、顧問先の皆様方や多くの依頼者のご支援を賜りつつ、昨年には無事創業40年を超え、業容も拡大し、現在では、東京事務所を合わせて弁護士27名、事務局を含めると総勢約50名の陣容を擁する弁護士法人となりました。

これも、皆様方の長年に亘る多大なるご支援の賜であると、改めて深く感謝申し上げます。所長の山田は、昨年12月に古希を迎えましたが、これまでと変わらぬバイタリティーで今日も西へ東へと飛び回っています。

しかし、いつまでも山田一色のままの事務所では、組織としての成長に限界があります。我々の今後の目標は、個々の弁護士が精進を重ねることで山田カラーが相対的に薄まるように努め、持続性のある生き生きとした組織に脱皮して、これまで以上の組織的且つ高度な水準の司法サービスを提供し続ける体制を築くことと考えています。

## 組織力の向上に向けて

当事務所では、これまで、欧米アジアに関する涉外案件に対応するべく、アメリカ、中国（北京、上海）、韓国での留学、実務経験を積んだ弁護士を配し、また、中国人弁護士（中国における弁護士）を事務所の一員として迎えてきました。

その他にも、より高度な専門性を要する案件に対応するべく、公正取引委員会・近畿財務局での出向経験のある越知弁護士や、公証人・裁判官経験のある渡邊弁護士を迎え、知財事件を専門とする中世古弁護士、犬飼弁護士が弁理士資格を取得するなど、戦略的な組織形成に努めてきました。

そのような中、今年、裁判官として約10年の経験を有する稲吉弁護士が、新たに事務所の一員として加わり、活躍することに

なりました。1月からは、司法修習を終えた飯田弁護士も新人として参加しています。このように、当事務所は、皆様のご期待により一層沿うべく、万全な体制を整え、組織力の向上に努めています。

## 市民に身近な司法の実現に向けて

本稿を執筆中の平成26年5月、横浜地方裁判所は、厚木基地周辺の住民が航空機の騒音被害を訴えた第4次厚木基地騒音訴訟で、国に対し、自衛隊機の夜間と早朝の飛行の差し止めを認める判決を下しました。

また、同じ日、福井地方裁判所では、大飯原発3、4号機の運転差し止めを住民が求めた訴訟で、関西電力に対し、再稼働を認めない判決を下しました。これらの判決の評価については、全国紙の社説でも割れているようで、人によって当否は別れるところだと思います。いずれも下級審の判決であり、両訴訟ともすでに控訴されているようですので、今後上級審でこれらの判決が維持されるかは不明です。しかし、たまたま同じ日に、このような注目すべき判決が下されたことには驚かされました。

ところが、翌朝のテレビのワイドショーでは、これらの判決については簡単に触れるだけで、大部分の時間を大物芸能人が逮捕された事件に関する情報に割いていました。新聞では大きく取り上げられ、賛否両論それぞれの立場からの見解が紹介され、判決当日のニュース番組でも大々的に報道されていただけに、肩すかしという感が否めませんでした。

一般の視聴者は、司法の現状にそれほど

関心を持っていないということでしょうか。この十数年を振り返りますと、最高裁判所を頂点とする裁判所や弁護士会をはじめとする司法界全体が総出で「市民に身近な司法」をキャッチフレーズに司法制度改革を進めてきました。

その成果を見ますと、当初予定していた司法試験合格率の伸び悩み、法科大学院の相次ぐ廃止、弁護士登録辞退者の増加等、お世辞にも成功したとは言いがたい状況です。ただ、「市民に身近な司法」という理念自体は間違っておらず、むしろ、司法界全体でこの理念の実現に取り組む価値があるものと考えています。

当事務所は、従来より、企業法務と市民事件を車の両輪に例えてきました。「二兎を追う」ことを標榜し、企業法務に注力しながら、弁護士活動の原点である市民事件も疎かにせず、どちらも重要な業務の柱と位置づけてまいりました。これは、山田が、ご依頼頂く事件に貴賤をつけることなく、事務所の敷居をできるだけ低くすることを心がけ、お客様からご相談いただくことが「市民に身近な司法」の実現につながると確信していたからでした。

この信念は今後も、当事務所において、変わることはありません。

企業法務に力を入れた、「市民に身近な司法」の理念も忘れない、開かれた、依頼者に寄り添う法律事務所であり続けたいと願っています。

最後になりましたが、盛夏の折ですが、皆様のますますのご清栄をお祈り申し上げます。

# 「本来無一物」の精神で きずな基金の運用を始めて



弁護士  
山田 庸男

昨年秋、私が古稀を迎えたのを機に私財を提供して「一般財団法人梅ヶ枝中央きずな基金」を創設することを決意し、他の弁護士との協力も得て、法人登記やリーフレットの作成、ホームページの立ち上げなどの作業に走り回りました。この基金は、ひとり親家庭の子どもたち（中高生）の塾の費用等の支援を毎年30万円（ただし中3と高3については50万円）ずつ、大学進学まで継続して支援しようとするものです。

今、日本は貧困の格差が拡大し、特にひとり親家庭では2人に1人が相対的貧困にあるといわれており、平均所得は手取り200万円に落ちません。昨年10月、この基金の創設が朝日新聞に掲載されると、一部の弁護士仲間からは、どうして弁護士業でそんなに蓄財ができたのかとか、私財の半分は残しているのではないかなどの冷やかしのともとれる反応もあり、私も、昔の罪滅ぼしだとジョークで返していました。が、他方では多くの人たちから今の時代に相応しい活動だと賞賛していただき、見ず知らずの人たちからも激励や支援の手紙をたくさんいただきました。中には、匿名で1000円札を同封した手紙も頂き、思わず胸を熱くしました。

私も父親を戦争で失い、母子家庭に育つ

た環境から苦学した経験があります。人間は、どんな環境で生まれるかは自分で決められませんが、生まれてからの人生は自分で決めなければなりません。自分の人生を決めるためにも「教育の機会」は平等でなければならぬと心底思います。経済の格差が教育の格差につながっていることに憤りを覚え、「本来無一物」の精神で、社会に一石を投じるためにこの基金の設立を思い立ちました。

## 多くの支援を受けて

リーフレットやマスコミ報道等でこの基金に関する情報が広まり、多くの方々から激励の手紙や支援金が寄せられました。依頼者の方からもご支援をいただき、これまで総額1249万1000円に上る寄付金が寄せられました。基本財産も予定どおり運用のめどがついたため、大阪府下の中・高校にリーフレットを配布し、応募手続きを開始しました。その結果、今年の2月には合計123名の子どもたちから応募の申し込みがありました。大阪弁護士会子ども権利委員会に所属する弁護士に選考委員をお願いし、書類選考と面接の結果、第1期生として35名の中高生を支援することに

決定し、1330万円を支給しました。

書類選考では、申込書のほか所得証明、成績証明、作文が添付されており、ひとり親家庭の所得の低さを改めて思い知らされるとともに子どもたちが経済的に恵まれない環境の中にあっても明るく夢と希望を抱いて生活していることが実感されました。作文の内容に感動するとともに、123名全員を支援したいという衝動に駆られました。やむなく書類選考で可否の判断をしました。

その後の面接で実際に子どもたちと会ってみると、とても好印象の子どもばかりで、選考委員の弁護士がかえって心を洗われる気持ちに浸ったぐらいでした。本年度の事業目標は、35名の奨学生をさらに増やすための寄付金の確保と、そのためにも公益財団法人化を進めることです。本年5月中旬に申請書を提出しており、本年度中の認可をめざしています。

また、支援を決定した35名の子どもたちには、単に経済的に支援するだけではなく、その成長を見守り、サポートしたいと考えております。そのため本年夏にはゲストスピーカーを招いた交流会を開催する予定をしています。この基金で支援した子どもたちが社会に巣立ち、有為な人材に育つてくれることを夢見ています。

## 子どもの成長を願って

私は、この基金を立ち上げる中で多くのことを学びました。どんな小さな一石でも社会が必要としている限り、その波紋は確実に広がっていくという実感です。多くの人たちから寄付という形で経済的支援をしていただき、また、激励と感謝の手紙にも接することができました。ボランティアの大学生たちや子どもを支援するNPOの若者たちとも交流の輪ができました。ボランティア活動に青春をかけている若者たちの素顔に接することができ、新しい世界を知ることができました。

学びの機会を平等に保障することは、本米国の責務ですから、一人人が取り組むことは奉仕の精神によるものと言えますが、逆にそのことで自らこの世に生を受けたことに感謝する機会ともなり、まさに利他の精神は利己の精神にもつながっていることを実感しました。何よりも、この試みの対象となつた第1期生の子どもたちがどんな成長を遂げるのか、今からワクワクしており、そのためには私自身健康で弁護士業を続けながら見届けたいと思っています。

財団の最大の課題は、財団の運用だけでは子どもたちへの支援には限界があるという点です。今後は財団の運用のための寄付を広く募りたいと思います。是非、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

詳細は、ホームページ (<http://kizuna-megae.jp/>) をご覧いただくか、本誌の裏面に振込銀行が記載されていますので、関心のある方は是非お問い合わせください。

# テレビドラマの

## 法律監修



東京事務所代表

林 友宏

今回は、弁護士ならではの仕事の内容について、ご紹介させていただきたいと思えます。

一般的に、弁護士は、法律問題に関して、相手方と交渉したり、紛争解決のために訴訟や調停の期日に出席したりすることが主な仕事の内容となっています。ですが、これ以外にも弁護士ならではの仕事をすることがあります。その1つが、テレビドラマの法律監修です。

当事務所で最初にテレビドラマの法律監修をしたのは、大森 剛弁護士です。大森弁護士は、以前テレビドラマの法律監修を担当していたのですが、最近も読売テレビ制作・日本テレビ系列で平成26年1月から3月まで放映された木曜ドラマ「感謝料弁護士〜あなたの涙、お金に変えましょう〜」というテレビドラマの法律監修を担当しました。

大森弁護士は、このドラマの法律監修とともに番組ホームページに掲載されている法律に関するコラムも執筆しました。このドラマの反響が大きく、東京事務所で執務している私のもとにも、ドラマを見て、ご自身の抱える法律問題について感謝料請求

をしたいというご相談が寄せられたことがあります。私も、このドラマを見ていましたので、自分もいつかドラマの法律監修ができたらいなと思っていました。

そのような中、本場に偶然ですが、私にもドラマの法律監修をさせていただく機会が訪れました。このきっかけとなったのは、当事務所の東京事務所が開設された直後（平成23年）に知り合った方からのご紹介でした。

私が担当させていただいたのは、TBSで平成26年4月から放送された日曜劇場「ルーズヴェルト・ゲーム」の法律監修です。このご紹介をいただいたとき、私は、興奮のあまり、すぐに本屋で原作となっている本を購入し、一気に読み終わりました。

私が実際に法律監修として行なったのは、ドラマの台本を確認し、そこに出てくるシーンについて、法律や実務に照らし、不自然な点や齟齬がないかどうかを確認するということです。このとき、あまり法律や実務を重視しすぎると、場合によっては、ドラマの世界観やシーンの持つ雰囲気や壊してしまうので、この点に配慮する必要がありますがありました。例えば、訴訟が係属した場合のおよそのスケジュール、訴訟の期日

間の相手方とのやり取り、企業間取引の内容等について、実務上どのように行われているかという点をご説明させていただきました。

これに加えて、私は、ドラマのシーンに出てくる法律関係の書類が、実際にはどのようなものであるべきなのかを説明するということも担当致しました。例えば、損害賠償請求をするために相手方に送付する郵便物、相手方との交渉でやり取りされる文書、株主総会の座席表、会議で必要となる会社経営に関する資料等、ドラマの各シーンで必要となる書面の一部について作成をお手伝いさせていただき、それぞれどのように用いられるのかについて説明しました。そして、法律監修の作業を通して印象的だったのが、スタッフの方々の熱意です。何度か納得できるまで入念に打合せを繰り返して、より良い作品を作ろうとチームで取り組んでいる姿を見て、私もできるだけお役に立ちたいと強く思うようになりました。

実際に法律監修をさせていただいた最初の回（第2話です。）の放送日は、ゴールデンウィーク中で、私は、祖父父母のいる岡山県に帰省していました。あいにく祖父は就寝が早いので、ドラマの放送時間

ある午後9時にはもう布団に入っていました。ただ、たまたまその日は私が帰省していたこともあり、親戚が祖父父母の家に集まっていました。ドラマの開始に先立って、今日の放送では、出演者の名前とともに私の名前が出るかもしれないと伝え、親戚一同、リビングで放送を待ちました。そして、いよいよ、放送が始まってしばらくしたところで、待ちに待った「弁護士監修 林友宏（梅ヶ枝中央法律事務所）」との表示が出ました。これを見た親戚から、「オー！すごい！」と歓声が上がりました。その夜は、とても盛り上がりました。

翌日以降の反響もとても大きく、法律監修のことを知らせていなかった方々からも、「あれはもしかして林君？」と多数のご連絡をいただきました。

私が実際にドラマを見て感じたのは、活字で読むことと映像で見ることの違いです。出演されている方の演技力やスタッフの方々の演出の力で、台本の内容がとても魅力的な映像に仕上がっていました。事前にストーリーの内容を知っているはずなのに、映像を見ているうちにどんどんドラマに引き込まれていきました。

今回のドラマの法律監修は、とても貴重な経験であり、担当させていただくことができ本当に光栄でした。このような機会をくださった方々にここで改めてお礼を申し上げます。

なお、偶然は重なるもので、現在、別のドラマの法律監修のご依頼も受けているところですが、せっかくなのでご縁なので、またお役に立てるよう一生懸命取り組みたいと思えます。

平成19年に新信託法が施行され、これに伴い、信託に係る税務上の取扱いも整備されました。信託法の改正によって、信託銀行に依頼せずとも信託を実行することができるようになり、信託が非常に身近なものとなりました。信託とは、自分が所有している財産を、名義変更をしたうえで信頼できる者に管理運用してもらうことを指します。もう少し具体的に説明しますと、一定の目的（信託目的）に従って、財産の所有者（委託者）が、信頼できる特定の者（受託者）に対して一定の財産（信託財産）を移転させ、一定の者（受益者）に財産や利益の分配を行うことです。今回は、財産承継の手法として活用できる「受益者連続型信託」をご紹介します。

受益者連続型信託とは、例えば、Aさんが、当初の受益者を息子とし、次の受益者を孫とするなど、連続して受益者として設定するものです。遺言との違いは、遺言ではAさんの財産を息子と定めることはできますが、息子の次は孫が取得するといった遺言は無効と解されています。その点において、信託は遺言よりも優れた機能を有していることと考えられます。

具体的な活用事例の一つとして、例えば、前妻との間に子があり、現在後妻と暮らしているような場合を考えてみましょう。自分に万一のことがあったら、財産は後妻に相続させたい。しかし、後妻が亡くなったとき、その財産を後妻の親族が取得するのではなく、前妻との間の子に取得させたいという場合に、受益者連続型信託が有効です。

信託の設定には、弁護士さんに信託の有効性を法律面からチェックを受けることが不可欠ですが、税金面についても、考慮しておく点があります。

税務においては、誰が実質的に財産を所有しているのかという点に着目して税金が課されることとなります。信託を実行すると、財産は受託者の名義に変更されます。しかし、名義は受託者が変わったとしても、実質の財産所有者は誰なのかが問題になるのです。

例えば、Aさんが自己の財産の最初の受益者を息子とし、息子が亡くなった場合は次の受益者を孫とするような信託を設定した場合、信託を設定した時に、実質的な財産である受益権がAさんから息子に移転することとなります。もし、ここで対価の負担がなかった場合、息子は無償で財産を得たことと同様になることから、受益

権の価額を計算して、それを基に贈与税を納める必要があります。また、その後、この息子が死亡し、孫が受益権を取得した場合には、孫は、相続（遺贈）を原因として財産を無償で得ることとなるため、受益権の価額を計算して相続税を納める必要があります。このように、誰に税金が課されるのかということが、一つ目の留意点です。

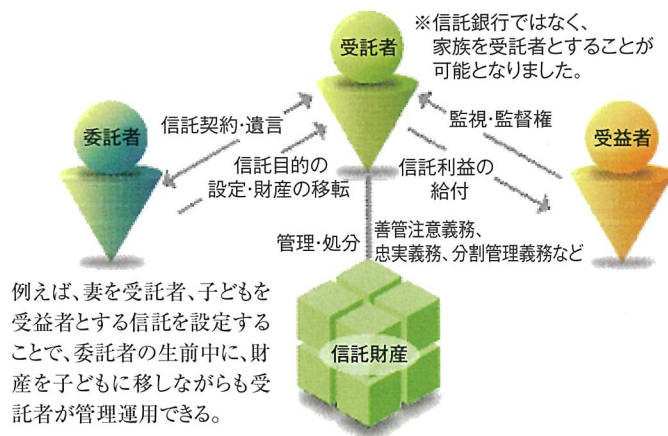
二つ目の留意点は、この「受益権の価額」をどう計算するのかということです。評価方法は相続税法や基本通達などで定められていますので、それに則って計算することになりますが、評価額がいくらになるのかによって課税される税金も変わってきますので、事前に十分把握しておく必要があるでしょう。

そのほか、いわゆる「2割加算」の適用有無についても留意が必要です。相続税法では、相続・遺贈により財産を取得した人が、被相続人の一親等血族（孫養子を除きます）及び配偶者以外の者である場合には、相続税額は2割増しとされます。受益者が誰から受益権を取得することになるのかを確認しておかないと、想定していた以上の税負担となってしまう可能性があります。

今回、受益者連続型信託のご紹介と、税務の問題から見た留意点をご紹介します。信託の設定においては、必ずしも税務面が最優先されるものではありませんが、税務面の確認・考慮は重要な項目です。十分確認したうえで、効果的に設定・実行されることを、お勧めします。

## 信託法の改正により、 対策 「家族への信託」という選択肢も加わり、 可能性が大きく広がりました。

信託とは、受益者のために、委託者の財産を、  
受託者に管理・運用・処分を託すことを言います。





# 賃貸物件で

# ペットを飼ったら...



弁護士  
松尾友寛

皆様はペットを飼われたご経験はおありでしょうか。

私は、これまでにペットを飼った経験はないのですが、自宅の賃貸マンションではペットを飼うことができます。マンションで、ペットの鳴き声や糞尿の処理等について注意する張り紙をよく目にする事から、ペットに関する苦情が管理会社に相当数寄せられているようです。

そこで、主に、賃貸マンションにおいてペットを飼育する際に注意していただきたい点について、ご説明致します。

## 民法上のペットの位置づけ

ペットは、法律上どのように扱われているのでしょうか。

たとえば、私たちの身近な生活におけるルールを定める民法においては、動物であるペットは、「物」にあたります。したがって、ペットは、人間とは異なり、権利や義務の主体となることはできません。そのため、飼主が、自分に万がいのことがあった場合に備え、愛するペットに財産を残してやろうと考えると、残念ながら、ペットに直接財産を取得させることはできません。しかし、たとえば、ペットの世話をしてくれる人に、ペットの世話をすることを条件に、負担付贈与という契約により、ペットのための財産を贈与することは可能です。

また、ペットは、「物」、すなわち飼主の財産ですので、ペットに怪我をさせられた飼主は、怪我をさせた加害者に対し、ペットの治療費等の賠償を請求することができます。

さらに、ペットは「物」ではありませんが、家族の員であるという考え方が一般的になってきていますので、交通事故によりペットを亡くした飼主が精神的苦痛を受けたとして、加害者に対する慰謝料の請求を認めた裁判例もあります。

## 重い飼主の責任

一方で民法は、ペットの飼主（動物の占有者）に対して重い責任を課しています。

すなわち、民法718条1項において、ペットが他人に損害を与えた場合、ペットの飼主が、そのペットの種類や性質に従って相当の注意をして管理したことを証明しない限り、損害賠償責任を負うと定められています。この定めによれば、大型犬や猛獣など、一般に危険とされる動物を飼育する場合には、飼主に重い管理義務が課せられることになります。半面、小鳥やハムスターなどの危険のない小動物を飼育する場合には、飼主の管理義務の程度は軽くなるものと考えられます。

さて、最近、賃貸マンションでペットを飼育している場合に生じるトラブルが増えていると

いう話をよく聞きます。昨年、都内の高級マンションに住む有名芸能人夫妻が飼っていた大型犬が、同じマンションの住人を咬んで怪我をさせた事件について、この夫婦に損害賠償を命じる判決が出ました。広く報道された事件ですので、ご存じの方もいらっしゃると思います。

最近では「ペット飼育可」という賃貸マンションもかなり増えてきたようですが、まだ、賃貸契約においてペットの飼育を禁止している物件が多数のようです。

そのような、賃貸借契約においてペットの飼育が禁じられている物件で、これに従わず、入居後、勝手にペットを飼育した場合は契約違反となります。

もともと、賃貸借契約においては、貸主と借主との間の信頼関係が破壊されると認められなければ、貸主側からの契約解除はできません。たとえば、貸主がペットの飼育の事実を知りながら、これを長期間黙認していたような場合で、貸主がある時に突然、手のひらを返したように契約違反だと主張しても、借主がペットを飼育していたことが原因で貸主と借主との間の信頼関係は破壊されたとは言いがたいでしょう。

しかしながら、賃貸マンションなどの共同住宅においては、ペットを飼育していること自体

に対し、他の居住者から苦情が寄せられるのが通常です。したがって、他の居住者からの苦情がきっかけで、貸主が借主にペットの飼育を止めるように申し入れたにもかかわらず、借主がこれに頑として応じないと言うような場合は、信頼関係の破壊が認められる可能性が高いと思われます。

また、そもそも、貸主がペットの飼育を容認することは考えられないため、ごそりとペットの飼育をして、それが発覚した場合は契約を解除されてしまうことが通常だろうと思います。

さらに、さきほどの芸能人夫婦のケースのように、飼っているペットが他の入居者に怪我をさせてしまった場合には、治療費はもちろんのこと、負傷した側の入居者が当該事件を理由に契約を解除して退居してしまった場合には、次の借主が入居するまでの家賃相当額の損害を貸主に賠償しなければならぬ場合も考えられます。

そして、ペットの飼育が可能な賃貸マンションであっても、鳴き声等により、他の入居者に対して我慢できないほどの苦痛を与えるようなことがあれば、飼主に対して慰謝料の支払義務が課せられることもありますので注意が必要です。

## ルールを守って

現代社会において、ペットは私たちの生活においてかけがえのない存在になっているのは事実ですが、残念ながら、他人に害を与えてしまう可能性を否定できません。したがって、ペットと楽しく暮らしていくためには、まずは、社会生活上のルールを守ることが大切であるといえます。

# 保証人が主たる債務を相続したことを知りながら 保証債務の弁済をした場合における 主債務の消滅時効の中断

最高裁平成25年9月13日判決について

弁護士  
二宮 誠行



## 一 はじめに

最高裁判所は、平成25年9月13日、保証人が主債務を相続したことを知ったうえで保証債務の弁済をした場合に主債務の消滅時効が中断するかという問題について、初めて明示的な判断を下しました。

事案を簡略化すると次のとおりです。

Yは、親であるAが信用保証協会Xに対して負担する求償債務を連帯保証していましたが、Aが債務を履行できないまま死亡してしまつたことから、Aの債務をYが単独で相続することになりました。その後、Yは、Aの遺産を売却するなどして保証債務の一部を弁済しましたが、全額の弁済はできなかつたため、信用保証協会Xから訴訟を起こされた、というものです。この訴訟を起こされた段階でAが負担していた主債務について時効期間（5年）が経過していたことから、裁判では、Yが相続後に行った保証債務の弁済が、時効中断事由である主債務の承認にあたるかどうか等が争点となりました。

1審の千葉地裁佐倉支部、原審の東京高裁はともに、保証債務の弁済は主債務の承認とは認められない等として、Xの請求を棄却しました。

これに対し、前掲最高裁判決は、原審の

判断を覆し、保証人が主債務を相続したことを知ったうえで保証債務の弁済をした場合、特段の事情のない限り、主債務を承認したことになり、主債務の消滅時効を中断すると判示し、Xの請求を認容しました。

## 二 解説

### 1 消滅時効について

上の最高裁判例の解説に入る前に、まず、消滅時効という制度について簡単に説明しておきます。

消滅時効というのは、債権者が一定の期間債権を行使しない状態が続いている場合に、法がそのような永続した事実状態を尊重して、債務者等に対して、債権の消滅を主張することを認めた制度です。この「一定の期間」について、民法は、債権の場合、原則として10年と定めていますが、債権の種類によっては、5年、3年、2年、1年と短縮されています。今回の最高裁判決の事案では、主債務である求償債務は個人事業者であるAが信用保証協会Xに保証委託したことにより発生したものであるため、商事債権として5年の時効期間が適用されました。

(2) 時効の援用・時効の利益の放棄

法は、時効期間が経過すれば当然に債権が消滅するというのではなく、時効によって利益を受ける者が時効を主張（これを「時効の援用」といいます。）するかどうかを判断する建前を取っています。従って、時効によつて利益を受ける者が、債務の消滅を潔しとしない場合は、時効を援用せず、債務の履行を選択したり、積極的に、時効の利益を放棄することも可能です。時効の利益を放棄すると、以後、あらためて時効期間が経過しない限り、時効を援用することができなくなります。

そして、時効の利益を受ける者が複数いる場合は、各自がそれぞれ時効の利益を受けるかどうかを判断することになり、各自の判断は他の者に影響を及ぼさないことになっていきます。このことから、時効の援用や、時効の利益の放棄の効果は、相対的であると説明されています。従つて、例えば、ある人が時効の利益を放棄しても、他に時効によつて利益を受ける人がいる場合、その人は他社の時効の利益の放棄と無関係に時効を援用することが可能です。

(3) 信義則による時効援用権の制限  
時効の利益の放棄について付け加えると、判例や多数説によれば、時効の利益を放棄するには時効が完成していることを知つて

行う必要があると解されています。そのため、例えば、債務者が時効の完成を知らずに一部弁済した場合、正確にいうと時効の利益の放棄にはあたりません。ただ、最高裁判所昭和41年4月20日判決では、時効完成後に債務を承認した者は、時効の完成を知らなかつたとしても、信義則上、時効を援用することはできないと判示しており、時効の利益の放棄にあたらなかつても、時効の援用ができなくなる場合があります。

### (4) 時効中断事由

消滅時効は、債権者が債権を行使しないという永続した事実状態を尊重する制度ですから、時効期間の進行中に、永続してきた事実状態と相容れない事実が発生すると、それまで進行した時効期間は効力を失います。このような、時効期間の効力を失わせる事実を「時効中断事由」といいます。

民法は、時効中断事由として、「請求」、「差押・仮差押または仮処分」、「承認」の3つを挙げ、このうち「請求」については、更に「裁判上の請求」、「催告」等の種類を挙げています。例えば、債務の弁済は、この時効中断事由の中の「承認」に該当します。

右の時効中断の効果も相対的に生じるものとされており、原則として第三者には及びません。

## 2 時効と保証債務の付従性との関係

(1) このように、時効の援用、時効の利益の放棄、時効中断の効果は、何れも相対的に生じるものとされています。前述の、信義則によって時効援用権が制限される場合も、当事者毎に個別具体的に判断されるため、その効果は相対的です。

ところが、一方で、(連帯)保証債務は、法的性質として、主債務への「付従性」が認められています。この「付従性」とは、保証債務が主債務と同一の内容の債務であることを前提として、主債務が無効であるときは保証債務も無効となり、主債務の内容が変更するときは保証債務の内容も変更され、主債務が消滅するときは保証債務も消滅するというように、保証債務は主債務と同じ運命をたどることを意味します。

時効の援用、時効の利益の放棄、時効中断の効果は相対的であること、保証債務は主債務に付従するということは、一見矛盾しているように思われます。

そこで、この点を整理して考えてみます。

(2) 主債務者に時効中断事由が生じた場合、付

従性により、保証債務の時効も中断します。

(3) 保証人に時効中断事由が生じた場合

保証債務に生じた事由は原則として主債務に影響しません。そのため、保証債務の時効が中断しても、主債務は時効中断せず、主債務者は、主債務の時効を援用

できます。また、保証人も、主債務の時効を援用できることから、結果として、保証債務は、(時効によってではなく、)付従性によって消滅することになります。

これは、保証人が主債務を承認した場合も同様です。最高裁判平成7年9月8日判決は、保証人が主債務を承認して保証債務を弁済した後、主債務の時効を援用したという事案について、「主債務について権利義務の当事者ではない保証人が主債務を承認しても、それだけで主債務が存在している蓋然性が生じるわけではない」とを理由に、保証人が援用した消滅時効について時効中断の効力は生じないと判示した原審・東京高裁判決を正当として是認しました。

ただし、例外として、連帯保証人に対する履行の請求は、主債務者に対しても効果が生じるため(民法458条、434条)、「請求」による時効中断は主債務にも及ぶこととなります。そのため、連帯保証人が、例えば、裁判上の請求を受けた場合は、主債務者・連帯保証人ともに時効を援用できなくなります。

(4) 主債務者が時効を援用又は時効の利益を放棄した場合

主債務者が時効を援用し、又は、放棄をした場合ですが、原則としてこれらの効果は相対的なため保証人には影響がなく、保証人は、保証債務については勿論、直接主たる債務についても時効を援用又は時効の利益を放棄することができます(我妻榮「新訂債権総論」481頁)。

(5) 保証人が主債務又は保証債務の時効を援用又は時効の利益を放棄した場合

何れの場合も主債務者には影響がなく、主債務者は、主債務について時効を援用又は時効の利益を放棄することができます。

それでは、保証人が保証債務について時効の利益を放棄した(信義則上援用権が制限される場合も同様)後、保証人自身が主債務の時効を援用することはできるでしょうか。この点について、大審院昭和7年6月21日判決は、保証人が時効の利益を放棄した後でも、主債務の時効を援用することができる旨判示しています。大阪高裁判平成5年10月4日決定も、主債務の時効完成後に保証人が保証債務を承認し、弁済をした事案について、保証人が主債務の時効を援用することは信義則に反しないと判示しています。

これに対し、最高裁判昭和44年3月20日判決は、主債務の時効完成後、主債務者が債務承認したことを知ったうえで、保証人が保証債務を承認したという事案について、保証人が主債務の時効を援用することとは信義則上許されないと判示しています。ただ、この最判は、主債務者である会社の代表取締役が連帯保証人であり、その者が主債務者の代表取締役兼連帯保証人として、主債務、保証債務を承認したという、少し特殊な事案でした。

## 3 平成25年最判

本件では、主債務者Aが死亡し、連帯保証人Yが主債務を相続しました。

その結果、Yは、連帯保証人としての地位と、主債務者としての地位が併存することになりました。この点が、主債務者と保証人とは別人格である前掲平成7年9月8日最判の

事案と決定的に異なる点です。

連帯保証人兼主債務者であるYが行った保証債務の弁済が、単に保証債務の承認にとどまらず、主債務に対する承認と認められるかが争われたのが本件の事案です。

この点について、最高裁判所は、次のとおり判示しました。

「主たる債務者兼保証人の地位にある者が主たる債務を相続したことを知りながらした弁済は、これが保証債務の弁済であっても、債権者に対し、併せて負担している主たる債務の承認を表示することを包含するものといえる。これは、主たる債務者兼保証人の地位にある個人が、主たる債務者としての地位と保証人としての地位により異なる行動をすることは、想定し難いからである。したがって、保証人が主たる債務を相続したことを知りながら保証債務の弁済をした場合、当該弁済は、特段の事情のない限り、主たる債務者による承認として当該主たる債務の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である。」

要するに、主債務者でもあるYによる保証債務の弁済は、保証債務の前提である自己が併せ負っている主債務の承認の意思を含んでいるため、主債務の時効も中断することです。

なお、本件ではYの単独相続でしたが、他にAの主債務を相続する共同相続人がいる場合、保証債務の弁済によって時効が中断するのはYの相続分の限度であり、他の共同相続人の相続分に相当する主債務については消滅時効は中断しないことになると思われる。



# 男女雇用機会均等法



弁護士  
松嶋 依子

## 第1 解説

### 1 どんなことを目的とするのでしょうか？

男女雇用機会均等法（正式名称…雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。以下、「均等法」といいます。）は、職場における男女の均等取扱い等を規定した法律です。

均等法は、①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を図ること、②女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することをその目的としています（法1条）

### 2 どのような歴史があるのでしょうか？

均等法の歴史ですが、もともと、昭和47年に制定された働く女性の福祉と地位の増進を目的とする「勤労婦人福祉法」がその起源となります。

「勤労婦人福祉法」は昭和61年、現在の均等法の前身である「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正され、さらに平成11年、現在の正式名称である「雇用の分野における男女の均等な機会

及び待遇の確保等に関する法律」に変わりました。

平成11年の時点では、男性への差別が禁止されていませんでしたが、男性への差別も問題視されるようになり、平成19年、法改正が行われ、男性への差別も禁止されるようになりました。

### 3 どのようなことが定められているのでしょうか？

均等法は、全部で33条の条文から成る法律ですが、特に重要な規定は次のとおりです。

- ・雇用管理全般における性別を理由とする差別の禁止（法5、6条）
- ・間接差別（性別以外の事由を要件に、一方の性の構成員に他の性の構成員と比較して相当程度の不利益を与えるものを、合理的なく講じること）の禁止（法7条）
- ・婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止（法9条）
- ・事業主によるセクシャルハラスメント対策の構築（法11条）

これらの定めが実際にどのような場面で問題となるのかは、後ほどケーススタディの中でご説明します。

### 4 直近の改正について

平成25年12月24日、厚生労働大臣は、雇用における男女の格差をさらに縮小し、女性の活躍促進を更に推し進める趣旨で、均等法の施行規則を改正する省令等を含む4つの施行規則等を公布しました。これらの施行規則は平成26年7月1日から施行されることになっています。

改正の主たる内容は、次のとおりです。

- ・間接差別になりうる措置の範囲の見直し（省令等の改正）
- ※ 改正により、総合職か否かを問わず、全ての労働者の募集・採用、昇進、職種の変更にあたって、合理的な理由なく転勤要件（転居を伴う転勤に応じることができないことを条件とすること）を設けることは間接差別として禁止されることになりました。
- ・性別による差別事例の追加（性差別指針の改正）
- ・セクシャルハラスメントの予防・事後対策の徹底等（セクハラ指針の改正）
- ※職場におけるセクハラには、同性に対するものも含まれる旨が明示されました。
- ・コース等別雇用管理指針の制定（新設）

それでは、以下、実際にどのような場面で均等法が問題となるのか、よくある事例

に基づき、労働者・事業主の方が弁護士に法律相談を行っている想定し、具体例を示しながらご説明します。

## 第2 ケーススタディ

### 1 女性労働者：

A子さんからのある日の相談

(1) 直接差別の禁止（権限付与・昇進）

(A子) 弁護士さん、こんにちは。

(弁護士) こんにちは。A子さん、今日はどうされましたか。

(A子) 今日は今、勤めている会社のことと相談があつてきました。色々と疑問に思うことや、悩んでいることがあつて…今日は色々お聞きしたいです。

私は、Y社で正社員として雇われ、営業の仕事をしています。うちの会社では、営業職は男性社員と女性社員がそれぞれ何人かいるのですが、同じ営業職でも、新しい顧客を開拓することは男性の営業職のみに認められているのです。私も、新しい顧客を開拓して、ばりばり働きたいのにはできないのです。このような会社の取り扱いには法律上問題ないのですか。

(弁護士) 職場における男女差別に関する

法律として、男女雇用機会均等法という法律があります。この法律では、事業主が、雇用の管理全般において、性別を理由とする差別を禁止しています。お聞きした会社において、男性にのみ新規顧客の開拓という権限を付与するものであり、均等法に違反することになります。

しかし、何より、A子さんのようなガッツのある人を活かしていないのは会社として、とてももったいないですね。

(A子) ありがとうございます。あと、私は今の仕事が好きなので、働き続け、上の役職を目指しているのですが、どうも会社の先輩方を見ていると、男性は全員係長になつていのに、女性は全員平社員のままのようなのです。このような取り扱いも、均等法に違反するのではないですか。

(弁護士) 昇進の制度や基準は会社によって違いますし、個人の評価についても、それぞれ異なりますので、もしかしら、性別以外の要素で評価した結果、そうなるのかもしれないし、一概には違法であるとはいえませんね。実態を見る必要があります。

(A子) そうですか。もう少し調べて実態を確認してみます。その際、また相談に乗って下さい。

(2) 婚姻・妊娠・出産等による不利益取扱いの禁止

(A子) 私は、今は独身なのですが、今後、結婚して子どももほしいと思っています。結婚後も仕事は続けたいのですが、会社から、結婚したらやめる、子どもができたらやめると言われたら、退職しないといけないのでしょうか。

(弁護士) 均等法では、婚姻、妊娠、出産等を理由として女性に不利な取り扱いをすることが禁止されており、そのような必要な退職の勧奨には応じる必要はありません。

(A子) そうですか。万が一、そのようなことを会社から言われても応じる必要はなく、毅然と対応をすればよいのですか。

(3) 均等法違反とみられる行為があつた場合の対応

(A子) ところで、会社の行為、従業員の取り扱いに、均等法に反すると思われる場合、労働者である私の立場としてはどのような手段をとることが出来ますか。

(弁護士) 会社の中で相談窓口があれば、その窓口で相談する方法もありますが、このような窓口がない場合は、各都道府県にある労働局雇用均等室に相談して、会社に指導してもらう方法もありますね。

また、賃金差別等に繋がるのであれば、均等法に違反することを根拠として、男性労働者の賃金との差額を請求していく方法もあります。できるかどうかはケースによって異なりますので、また当事務所にも個別に相談して下さい。

(4) 終わりに

(A子) 今日は色々教えてもらい、ありがとうございました。これからも頑張ってください。

(弁護士) いえ、とんでもないです。またいつでもお気軽に相談して下さい。

## 2 事業主・中小企業B社の

### 社長からのある日の相談

(1) 直接差別の禁止(募集・採用)

(B社) 弁護士さん、こんにちは。最近ど

うですか。

(弁護士) ぼちぼちやっています。

(B社) そうですか。うちもぼちぼちです。今日は、会社の人事に関する事で、色々聞きたいことがあつてきました。最近、うちの会社では、新しく事務員の採用を考えているのですが、本音では女性を採用したいと考えています。事務員の募集をする際、女性を対象としていることを明示してしまふのは、やはり問題があるんですか。

(弁護士) 均等法では、募集の段階で女性に限定することは性別による差別として禁止されており、このような募集の方法は違法となります。

(B社) やはりそうですか。今は性別で仕事を分けるような時代じゃないですね。

(2) 間接差別(募集・採用)

(B社) また、営業販売職も人数が足りなくなっている、新規に人を雇いたいと考えているのですが、うちの製品をたくさん運ぶことになり、募集にあたり、何キロの荷物を運べる人といった条件をつけたいと思つていますが、大丈夫でしょうか。

(弁護士) 労働者の募集又は採用にあつて、労働者の体力を要件とする場合、業務遂行の上で特に必要である合理的な理由がなければ、均等法違反となります。ご質問の件については、例えば、設備や機械等が導入されている等、さほど力を要しないと考えられるような場合には、合理的な理由がないとみなされ、均等法違反となつてしまいます。ですから、募集の際には、合理的な理由があるといえるか、慎重に検討し注意する必要があります。

(3) セクシャルハラスメント

(B社) わかりました。ところで、よその会社では、社内でのセクハラが横行しているといった話を聞くのですが、うちの会社でも、例えば、セクハラがあつた場合の相談窓口を作っておく等、事前に何らかの措置を講じておく必要があるのですか。

(弁護士) 均等法では、事業主は職場におけるセクシャルハラスメントを防止するために、労働者からの相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備をしなければならぬとされています。事業主がどんな措置を取らなければならぬかは、厚生労働大臣の指針で具体的に定められており、この指針では、セクシャルハラスメントの相談や苦情受付窓口を設けることは会社の義務とされています。

(B社) うちのようないくつかの中小企業であっても、そのような窓口を設けないといけないのですか。

(弁護士) 職場のセクシャルハラスメント対策は、会社の規模の大小の問わず、必ず講じなければならぬとされており、中小企業であつても相談に対応する担当者を選任し、窓口を設置しておく必要があります。貴社内でのような担当者を選ばないときは、顧問弁護士を利用する等し、社外に窓口を設けることも一つの方法です。

(4) 終わりに

(B社) 今日は、ありがとうございます。アドバイスをもとに、会社内でも色々検討し直してみます。

(弁護士) いえ、とんでもないです。私がお役に立てることがあれば、またいつでも使ってくださいね。



## 不正競争防止法の

## 「周知表示混同惹起行為」

弁護士・弁理士 犬飼 一博

### 1 黒烏龍茶事件

今回は、不正競争防止法に規定されている周知表示混同惹起行為（不正競争防止法第2条第1項第1号）について取り上げたいと思います。

参考となる裁判例として、サントリー黒烏龍茶事件（東京地裁平成20年12月26日判決・判時2032号11頁）があります。私もよく愛飲しておりますが、原告であるサントリー株式会社は、以下のような「サントリー黒烏龍茶OTP」という名称の飲料商品を製造・販売しています。



他方、被告であるオールライフサービス及び日本ヘルスは、オールライフサービスにおいて製造し、日本ヘルスに納入した上で、小売店を通じて、平成18年7月下旬こ

ろから以下のような「黒烏龍茶」との名称を使用した烏龍茶ティーバッグ商品を販売していました。



このような状況で、原告は不正競争防止法第2条第1項第1号違反等を理由として、被告ら両名に対し、各商品の製造、販売の差止め、損害賠償請求等を求めて訴訟を提起しました。

### 2 周知表示混同惹起行為とは？

#### (1) はじめに

不正競争防止法は、不正競争行為に該当するものとして、商品形態模倣行為や営業秘密不正取得

などを規定していますが、周知表示混同惹起行為も不正競争行為の一つとして規定されています。

周知表示混同惹起行為とは、「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。）として需要者の間に広く認識されているものと同（若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為（不正競争防止法第2条第1項第1号）をいいます。

法律の条文だけ読むとわかりにくいですが、要件としては

- ① 商品等表示性
  - ② 周知性
  - ③ 類似性
  - ④ 混同のおそれ
- にわたることができ、以上の要件を満たし、周知表示

混同惹起行為に該当すると判断されれば、当該商品の製造・販売の差止めや、損害賠償請求をすることができ、また、不正競争防止法第2条第1項第1号に違反する行為を行った者に対しては、5年以下の懲役や500万円以下の罰金という刑事罰が科されることもあります。さらに、水際措置として、不正競争防止法第2条第1項第1号に違反する商品に対しては、税関において輸出及び輸入を差し止めることも可能となっております（税関法第69条の4、第69条の13）。

それでは、これから具体的にどのような場合に上記の①から④の要件を充足するのかについて説明していきます。

#### (2) 商品等表示性

まず、「商品等表示」について、法律上は「人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。」と定義していますが、これは、種類や方

法を問わず、ある事業者の商品又は営業を表示するものであれば保護の対象となります。

氏名や商号はわかりやすいですが、変わったものとしては、大阪になじみのある「かに道楽」の設置された「動くカニ看板」を商品等表示として認めた裁判例（大阪地裁昭和62年5月27日判決・判時1236号139頁）があります。

また、商品自体の形態が、他の商品と識別し得る独特の特徴を有し、かつ、その商品の形態が長期間継続的かつ独占的に使用されるか、又は、短期間であっても商品形態について強力な宣伝等を伴って使用されたような場合には、商品自体の形態が商品表示として認められることがあります。例えば、「ギブソン・ギター」（東京高裁平成12年2月24日判決・判時1719号122頁）や「iMac」（東京地裁平成11年9月20日決定・判時1696号76頁）などがこれに該当します。

なお、「営業の表示」に関しては、必ずしも営利を目的とした事業に

限られるわけではなく、広く経済上その収支決算の上に立って行われるべき事業を含むものと考えられています。例えば、取引社会における事業活動と評価することができないような宗教法人の宗教儀礼の執行や、教義の普及伝導活動については不正競争防止法第2条第1項第1号の「営業」には該当しないと考えられています（最高裁判平成18年1月20日判決）。

(3) 周知性  
周知性とは、「需要者の間に広く認識されている」ことですが、ここでいう「需要者」とは、消費者のような最終需要者に限らず、商取引上の全ての取引段階における取引者を含みます。また、「広く認識されている」か否かについては、取引実態、取引慣行等の諸般の事情に基づき判断されますが、全国的に周知である必要はなく、一地方で周知であればそれで足りると考えられています。裁判例では、福島市とその近郊、東京都中央区を中心とする地域、長崎県佐世保市内における周知性が十分と判断したものもあります。

裁判となつたときには、不正競争防止法第2条第1項第1号違反を主張する側において周知性を立証する必要がありますが、その資料としては、販売実績、営業規模、宣伝実態、アンケート結果等

を証拠として提出することが考えられます。

なお、不正競争防止法第2条第1項第2号に不正競争行為として著名表示冒用行為が規定されています。同号の規定による場合には、以下に述べる混同のおそれの要件が不要となりますが、法律上「周知」ではなく「著名」が要求されています。「周知」は需要者の間で広く知られていることですが、「著名」は世間一般に需要者以外にも広く知られていることが必要となりますので、この点は注意が必要です。

(4) 類似性  
商品等表示が類似といえるか否かについては、「取引の実情のもとにおいて、取引者、需要者が両者の外観、呼称、又は觀念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断することになります（最高裁判昭和58年10月7日判決）。

類似と認められた裁判例には、以下のようなものがあります。

- ① 超低カロリー栄養食品である「マイクログロダイエット」と「マイクロシルエット」（東京高裁平成15年9月25日判決・平成15年（ネ）1430号）
- ② 「青山学院」と「呉青山学院中学校」（東京地裁平成13年7月19日判決・判時1815号）

- ③ 148頁  
ビタミン製剤である「アリナミンA25」と「アリナビッグA25」（大阪地裁平成11年9月16日判決・判タ1044号246頁）
- ④ とんかつ料理店である「かつれつ庵」と「勝烈庵」（横浜地裁昭和58年12月9日判決・判タ514号259頁）

(5) 混同のおそれ  
ある「商品等表示」と同一又は類似の表示が使用されることによつて、需要者の間に「混同」のおそれが生じることが必要となります。ここでいう「混同」とは、A社の商品と誤認してB社の商品を購入すること（狭義の混同）のみならず、B社がA社の系列企業ではないかと誤認してB社の商品を購入すること（広義の混同）も含まれます。

例えば、鉄道会社である「東京急行電鉄株式会社」（東京グループ）と「高知東急」という芸名で芸能活動を行っている者との関係において、東京グループが音楽等芸能に関連する催しを広く行っていることから、「高知東急」が東京グループに所属している、ないしは支持され、若しくは、芸名の使用を許諾されているといった組織的關係や、資金的援助を受けているといった経済的な関係など、

何らかの密接な関係があるとの誤信を生じさせる蓋然性が高いため、「混同」のおそれがあるとした裁判例があります（東京地裁平成10年3月13日判決・判時1639号115頁）。

### 3 分かれた判断

以上のような理解をもとに、サントリー黒烏龍茶事件ではどのような判断がなされたのかを見ていきましょう。

まず、周知性の点において、原告は、平成18年5月から同年7月までの間において、原告商品表示を付した原告商品を、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等において大量に販売し、また、雑誌等への広告も頻繁に行っていました。さらに、原告商品はテレビでも取り上げられ、平成18年度の人気商品として各種の賞も受賞しています。このような状況に照らせば、原告商品表示は、被告らの商品の販売が開始された平成18年7月下旬ころの時点においても、原告商品を表すものとして全国の消費者に広く認識され、相当程度強い識別力を獲得していたといえ、周知性を有しているものと判断されました。

その上で、被告ら商品のうち、「黒烏龍茶」と表示する商品（写真右側）との間には原告商品との

類似性を認めましたが、「黒濃烏龍茶」と表示する商品（写真左側）との間には類似性を認めませんでした。「黒濃烏龍茶」と表示する商品（写真左側）については、類似性を認めなかったのは、外観が相違すること、及び原告商品は「くろーろんちゃー」等の称呼を生じるのに対し、「黒濃烏龍茶」と表示する商品（写真左側）は「くろーろんちゃー」の称呼を生じることから、称呼においても相違するということが主な理由です。

そして、被告ら商品のうち、「黒烏龍茶」と表示する商品（写真右側）は、消費者に原告商品と同一のもの、ないしは原告の関連商品（ないしシリーズ商品であると誤認しうるものであるとして、混同のおそれも認めました）。

### 4 自社製品を守るため

不正競争防止法は、条文数の少ない法律ですが、その要件の充足性や不正競争行為に該当するか否かの判断に迷われるケースが少なくありません。

当事務所では、経験豊富な弁護士を擁し、知的財産法部門の強化を図っています。今回ご紹介させていただいた問題に限らず不正競争防止法に関する様々な問題等、ご不明な点がありましたら、お気軽にご相談下さい。

## 非嫡出子(婚姻関係にない男女間の子供)の相続分を、 嫡出子(婚姻関係にある男女間の子供)の2分の1と定めていた 民法900条4号但書は、法の下での平等を定める 憲法14条1項に違反すると判示した 平成25年9月4日の最高裁決定について



弁護士 益子 覚

### 第1 事案の概要

平成13年7月に死亡したAには、妻Bとの間に、子供X1、X2と、亡くなった子供Cの子供で、Aからみれば孫にあたるX3、X4がいました。しかし、Aには、妻以外の女性Dとの間に出来た子供であるY1、Y2がいました。

Xらは、Yら非嫡出子の相続分を自分たち嫡出子の2分の1と定める民法900条4号但書の規定(以下「本件規定」といいます)に従って分割するよう、遺産分割の審判を申し立てました。

これに対してYらは、本件規定は、法の下での平等を定める憲法14条1項に反し、無効であると主張し、Xら嫡出子と同等の相続分に基づく遺産分割を求めました。

第1審、第2審は、いずれも、本件規定は、憲法違反ではないと判断したため、Yらが、最高裁に特別抗告(最高裁の判断を仰ぐ手続き)を、申し立てました。

#### (参考条文)

〔憲法14条1項〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔民法900条4号〕

子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

### 第2 判旨

#### 1 相続制度についての立法裁量

本件で最高裁は、「相続制度を定めるに当たっては、それぞれの国の伝統、社会事情、国民感情なども考慮されなければならない。さらに、現在の相続制度は、家族というものをどのように考えるかということと密接に関係しているのであって、その国における婚姻ないし親子関係に対する規律、国民の意識等を離れてこれを定めることはできない。これらを総合的に考慮した上で、相続制度をどのように定めるかは、立法府の合理的な裁量判断に委ねられている」と述べました。

これは、相続というのは社会状況・国民感情を踏まえて判断しなければならないから、相続制度(法律)を決める国会に、どのような相続制度を定めるかの裁量がある旨判示するものです。

そうだとすれば、国会が定めた法律を、裁判所が簡単に無効とすることは出来ないはずで、最高裁は、本件規定が憲法14条1項但書に反するものとして無効となるのは、「立法府に与えられた」「裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合」と述べ、区別に合理的根拠が認められない場合に違憲となる旨判示しました。

#### 2 国際情勢の変化・個人の尊重

次に、最高裁は、「社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきた。」とし、「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されないと判示しました。

#### 3 結論

以上の事実を「総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われて」おり、本件規定は、憲法14条1項に違反している旨判示しました。

#### 4 最高裁決定の射程

最高裁は、本件規定は「遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたと判断される以上」、平成13年7月以降は、「本件規定に基づいてされた裁判や合意の効力等も否定されることにな」るのが原則である、と判示します。

しかし、本件の相続が開始した平成13年7月から既に約12年もの期間が経過し、その間に、本件規定の合憲性を前提として多くの遺産分割がなされてきていることから、「本決定の違憲判断が」「解決済みの事案にも効果が及ぶとすることは、著しく法的安定性を害する」と判示しました。

そこで、平成13年7月から、本決定までの間に開始された他の相続につき、「本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった」事件には、今回の最高裁決定の効力が及ばない旨判示しました。

## 第3 検討

### 1 個人の尊重

それでは、最高裁決定のいう「個人の尊重」とは、具体的にどのようなものを指すのでしょうか

#### (1) 家族形態の多様化

近時は、晩婚化、非婚化、少子化、離婚件数の増加など、家族形態の多様化は顕著になってきています。

そのような社会状況下において、昭和50年代以降、非嫡出子の出生数は、現在に至るまで増加傾向にあります。非嫡出子の割合は、平成7年には、1万700人(出生数全体の1.2%)、平成20年には2万3000人(同2.1%)であり、わずか、13年間で2倍以上になっています。

このように、家族のあり方が多様化してきたにもかかわらず、非嫡出子であるという理由で、一律に差別的取り扱い差別をすることは、「個人の尊重」に反するものであるといえます。

#### (2) 諸外国の立法のすう勢

平成7年の最高裁の決定時点で、非嫡出子に対する相続差別が残されていた主要国のうち、ドイツにおいては平成10年、フランスについては平成13年に、嫡出子と非嫡出子の相続分に関する差別が撤廃されており、現在、主要国において、非嫡出子の相続分を嫡出子と差別する法制を採用する国家は見あたりません。

#### (3) 国際機関からの指摘

我が国が批准している、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「児童の権利に関する条約」には、児童が出生によっていかなる差別も受けない旨の規定が設けられています。

残念ながら、我が国は、平成5年以降、国連の委員会から、本件規定を含む国籍、戸籍等に関する非嫡出子に関する法制について、法改正や、是正の勧告等を繰り返し受けてきました。このような「外圧」が、最高裁の背中を押したともいえます。

#### (4) 嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化

嫡出子と、非嫡出子を巡る問題は、相続だけでなく、戸籍や国籍取得など、多岐にわたりますが、近時、両者の取り扱いの差異をなくす法改正が行われ、差別を撤廃する方向に進んでいます。

一例を挙げると、戸籍における子と父母の続柄欄の記載について、従前、非嫡出子は、「男(女)」と記載されていましたが、平成16年に、嫡出子と同様に「長男(長女)」等と記載するよう改められました。また、最高裁は、平成20年に、非嫡出子が、父母が婚姻し嫡出子たる身分を取得した場合に限って、日本国籍の取得を認めていた旧国籍法3条1項を憲法違反と判断するなど、我が国でも、嫡出子と非嫡出子の取り扱いを平等に扱うよう、法制が変化してきました。

#### (5) 当審判例における度重なる問題の指摘

さらに、最高裁の裁判官は、本件規定を違憲とする意見を、繰り返し述べてきました。

最高裁は平成7年、大法院で、本件規定を合憲とする決定を下しましたが、15名の裁判官のうち5名が本件規定を違憲とす

る意見を述べていました。その後も最高裁は、平成15年、16年に、いずれも僅差で本件規定を合憲と判断するなど、本件規定の合憲性について強い疑義を呈していました。

### 2 判決の効力の制限

最高裁は、本件決定が適用される事件を、①遅くとも平成13年7月以降相続が開始した事件であって、②平成25年9月4日時点において、「解決済み」でない事件に限定しました。それでは、いかなる事案が「解決済み」といえるのでしょうか。いくつか検討していくこととします。

#### ア 遺産分割協議

遺産分割協議が有効に成立していれば、共同相続人間で、遺産の帰属が確定されていることとなりますから、その事件は「解決済み」といえます。

他方、遺産分割協議が不成立、又は当事者の意思無能力等により無効と判断される場合には、被相続人の遺産の帰属が確定されておらず、「解決済み」とはいえないこととなります。

#### イ 預金債権

預金債権は、相続の開始により法律上当然に法定相続分に応じて分割される可分債権です。相続人全員が、預金全額の払戻しを受けている場合には、相続人全員の一致した意思が認められる以上、「解決済み」といえるでしょう。

しかし、相続人の一部が払い戻しを受けたにとどまる場合は、権利関係が確定しているとは限らないから、相続人間において「解決済み」といえるかについては、相続人の意思を慎重に認定する必要があるということになります。

また、非嫡出子が、嫡出子が預金の払い戻しを受けていることを知りつつ、異議を述べない場合には、預金を嫡出子に相続させる旨の黙示の合意が成立したとして「解決済み」となりそうです。しかし、そのような、黙示の合意があったか、裁判で争われる場合も多いと思われる。

#### ウ 住宅ローン

住宅ローンは、各相続人に対し、相続分に応じて請求できる可分債務です。

相続人の一人が、住宅の名義を自己名義に移転し、支払いを継続した場合には、当該相続人に住宅を相続させる、相続人全員の意思が明らかになったとして、「解決済み」といえることが多いかと、思います。

他方、相続人が、差押えを免れるために住宅ローンの支払いを継続した場合には、ローンという相続財産の帰属は確定されていませんから、「解決済み」とはいえないこととなります。

## 第4 補足

本決定後に、民法が改正され、民法900条4号但書は削除されました。なお、改正後の民法が適用されるのは、平成25年9月5日以後に、相続が開始した事案です。それ以前の平成13年7月以降平成25年9月4日までに、相続が開始した事案で「解決済み」でないものについては、最高裁決定に従い、嫡出子と、非嫡出子の相続分は等しいものと扱って、遺産分割されると考えられます。

## こむら返り

こむら返りとは、ふくらはぎ（時には脛・すねや太腿・ふとももや足の親指）の筋肉がつり、非常に痛い状態です。

原因には色々ありますが、時には病気が原因で、その症状として現れます。腎臓病や肝硬変、運動神経の病気や内分泌の病気が考えられます。とりわけ椎間板ヘルニアや脊椎管狭窄症という腰椎の病気が多いのです。

中高年の人には多いのですが、お年寄りの場合、2～3人に一人は、夜間寝ている時にこむら返りを起しているそうです。健康な人にも起こりますが、若い人

でも激しい運動をした後の休憩中や、妊娠中にもしばしば起こります。

起こった時の対策として、熱い蒸しタオルで温めるとしばらくして治ります。つっている筋肉を伸ばすことも大事です。また、日頃からストレッチ体操やラジオ体操をしても予防になります。こむら返りをよく起こす筋肉を1日3回、10分間程度伸ばしておくことが大事です。

漢方薬には、服用するとこむら返りが起こらない薬もありますが、副作用（漢方薬でもあります）を考えると長期間の服用はあまり勧められません。

当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

[consul@umegae.gr.jp](mailto:consul@umegae.gr.jp)

弁護士法人

## 梅ヶ枝中央法律事務所

□ 〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号  
梅田プラザビル4階  
TEL 06(6364)2764  
FAX 06(6311)1074

□ 〒105-0003 東京都港区西新橋3丁目6番10号  
マストライフ西新橋ビル3階  
TEL 03(5408)6737  
FAX 03(5408)6738

e-mail : [office@umegae.gr.jp](mailto:office@umegae.gr.jp)

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかにご対応をさせていただきます。宜しく願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

山田 庸男  
t-yamada@umegae.gr.jp

渡邊 雅文  
m-watanabe@umegae.gr.jp

二宮 誠行  
ninomiya@umegae.gr.jp

増田 広充  
masuda@umegae.gr.jp

三好 吉安  
miyoshi@umegae.gr.jp

大森 剛  
omori@umegae.gr.jp

越知 覚子  
ochi@umegae.gr.jp

松尾 友寛  
matsuo@umegae.gr.jp

林 友宏  
hayashi@umegae.gr.jp

氏家真紀子  
ujiie@umegae.gr.jp

岩田 和久  
iwata@umegae.gr.jp

森 瑛史  
mori@umegae.gr.jp

益子 覚  
mashiko@umegae.gr.jp

平山 芳明  
yoshiaki@umegae.gr.jp

中世古裕之  
nakaseko@umegae.gr.jp

西村 勇作  
nisimura@umegae.gr.jp

西原 和彦  
k-nisihara@umegae.gr.jp

稲吉 大輔  
inayoshi@umegae.gr.jp

河合 順子  
j-kawai@umegae.gr.jp

梁 栄文  
ryo@umegae.gr.jp

松嶋 依子  
matsushima@umegae.gr.jp

舞弓 和宏  
mayumi@umegae.gr.jp

犬飼 一博  
inukai@umegae.gr.jp

渡部真樹子  
watanabe@umegae.gr.jp

飯田 亮真  
iida@umegae.gr.jp

## 一般財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2764 <http://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局/〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店 普通預金 0175756 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 ざい) うめがえちゅうおうきずなききん  
□ 池田泉州銀行 堂島支店 普通預金 106036 財) 梅ヶ枝中央きずな基金 ざい) うめがえちゅうおうきずなききん